

# 山梨県公報

第一千四百四十六号

平成二十三年

六月二十七日

月 曜 日

## 目次

### 告 示

包括外部監査契約の締結	四〇五
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	四〇五
県営土地改良事業の完了	四〇五
建築基準法に基づく道路位置指定	四〇五
指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)	四〇六
正 誤	四〇八

## 告 示

### 山梨県告示第二百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十三年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成二十三年四月十九日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 久保嶋仁

住所 山梨県甲府市屋形三丁目五番二十三号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払い、必要に応じ前金払い

### 山梨県告示第二百六十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十三年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定する区域 大月市七保町下和田字江上四九九番の一部、五〇一番の一部及び五〇二番の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

### 山梨県告示第二百六十五号

県営土地改良事業(小室地区ため池等整備事業)の工事は、平成二十三年六月七日をもって完了した。

平成二十三年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県告示第二百六十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定の年月日  
平成二十三年六月二十七日
- 指定道路の位置  
韮崎市若宮三丁目七八二番一
- 指定道路の幅員

最大幅員四・〇メートル、最小幅員四・〇メートル  
 四 指定道路の延長  
 二六・六〇メートル

# 公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十三年六月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明  
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市桐原字清水二四、二五、字鯉田和三五一、三六六の一、三六六の三、三六六の五から三六六の七まで、三六六の内一、字登下向三三〇、三三六、三五〇、字小桐原一一一の一、一一一の三、一一七の二	山口義雄
上野原市桐原字井戸入一八〇・二一一・二二四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）	普濟庵
上野原市大曾根字登下沢八一七、八一八	山口嘉平
上野原市大曾根字登下沢八二〇	翁藏清貞、佐藤正作、山口儀右衛門、山口佐市、山口甚右衛門、山口敏行、山崎賢市郎、山崎太良右衛門、山崎善平
上野原市大曾根字登下沢七五二、七六五、七八二、七八二の内一、八一二	山崎善平

上野原市桐原字小桐原一一一五、一一六五の一、一一六五の二	上野原市西原字大田向一一二四（次の図に示す部分に限る。）	橋本光忠
上野原市西原字上平二六〇〇	上野原市西原字大佐群二七二四、二七一五、二七四八	船木亨
上野原市西原字大佐群二七二五の一、二七二五の五	上野原市西原字大佐群二七二七の一、二七四一の一、二七四三、字佐群平二九二九の一、二九二九の四、二九二九の五	船木富重
上野原市西原字貉沢三二五四の一	上野原市西原字大羽根六三四〇	岡部清松
上野原市西原字一本木六四七九（次の図に示す部分に限る。）	上野原市桐原字和久松六九一三、六九一三の内一、六九一四、六九一五、六九一九	奈良多摩喜
上野原市桐原字腰越九四四八の一、九四四八の五		奈良計孝
		高橋孝知

二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
 (-) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十三年六月十三日山梨県告示第二百四十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十三年六月二十七日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市勝沼町深沢字長久保三六七二の一	三枝淳
甲州市勝沼町深沢字長久保三三六二、三三六六、三三六九、字石沢三六八の一、三六八の一	三枝美郎
甲州市勝沼町長久保三六六七、三六七一、三六七五、三六七八、三六八〇、字石沢三六八三、三六九三	三枝武重
甲州市勝沼町字菱山字銚子ノ口四四二七	雨宮要
甲州市勝沼町菱山字上菅蒲沢五二二七の二（次の図に示す部分に限る。）	五味定一

- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上菅蒲沢五二二七の二（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十三年六月十三日山梨県告示第二百四十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
平成二十三年六月二十七日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字下中山九七八一（次の図に示す部分に限る。）	佐藤由松
南都留郡道志村字下中山九七九四の一乙（次の図に示す部分に限る。）	池谷猶吉
南都留郡道志村字下中山九九七七（次の図に示す部分に限る。）	山口億一
南都留郡道志村字下中山乙九八一六（次の図に示す部分に限る。）	佐藤敏蒔

南都留郡道志村字下中山丁九八一七（次の図に示す部分に限る。）	渡辺仙松
南都留郡道志村字上中山九八一八の内七（次の図に示す部分に限る。）	渡辺権三郎
南都留郡道志村字板橋沢九八七九（次の図に示す部分に限る。）	渡辺金七
南都留郡道志村字三ヶ瀬一〇〇五二の三（次の図に示す部分に限る。）	池谷傳一郎
南都留郡道志村字三ヶ瀬一〇〇五二の四（次の図に示す部分に限る。）	長田清七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下中山九七八二、九七九四の一乙、九七九七、乙九八一六、丁九八一七、字三ヶ瀬一〇〇五二の三、一〇〇五二の四、字上中山九八一八の内七、字板橋沢九八七九
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年六月十三日山梨県告示第二百四十二号

正 誤

平成二十三年六月十日山梨県選挙管理委員会告示第五十一号（県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数）

ページ	段	行	誤	正
一	下	終わりから一	中央市・中巨摩郡	中央市